

『民泊3タイプ 開設・契約・運営とトラブル対策』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。

訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

訂正箇所	誤	正
159ページ 上の表内	住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていることを証明する書類	住宅宿泊仲介業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていることを証明する書類

Ⅲ 届出・登録段階

が申請書を提出する際に、登録拒否事由に該当しないことを誓約する書面その他の国交規則で定める書類を添付しなければならないと規定しています。

この国交規則で定める書類は、登録申請者が法人である場合について国交規則 28 条 1 項 1 号に、登録申請者が個人である場合について国交規則 28 条 1 項 2 号に定められています。登録申請者が法人なのか個人なのかによって規則で必要とされる添付書類が異なります。共通して必要な添付書類、届出者が法人の場合に必要な添付書類、届出者が個人の場合に必要な添付書類は次のとおりです。

💡登録申請者が法人である場合と個人である場合に共通して必要な添付書類

所定の書式による登録拒否事由に該当しないことの誓約書	1号ト、2号ホ
住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていることを証明する書類	1号ハ、2号ヘ

💡登録申請者が法人である場合に必要添付書類

定款、寄付行為またはこれらに準ずるもの	1号イ
登記事項証明書またはこれに準ずるもの	1号ロ
役員が成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書または外国の法令上これらと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書もしくはこれに代わる書面	1号ハ